

個人情報ファイル簿等作成要領（様式5） 条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	Iターン信州登録者名簿	
行政機関等の名称	長野県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画振興部信州暮らし推進課	
個人情報ファイルの利用目的	ポータルサイト「Iターン信州」を介して、長野県へのU・Iターンを希望する者を登録し、登録者と県内企業との取次ぎを行うほか、転職や移住に関する情報提供のために利用する。	
記録項目	1. 登録年月日、2. 利用者番号、3. 氏名、4. 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）、5. 出身地、6. 年齢、7. 生年月日、8. 性別、9. 最終学歴、10. 就職希望地、11. 希望職種、12. 希望手取賃金、13. 就職希望時期、14. 免許・資格・経験・専門知識・スキル等、15. 普通自動車免許	
記録範囲	「Iターン信州」登録システムに登録した者（平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）	
記録情報の収集方法	「Iターン信州」登録システムの申込フォーム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長野県企画振興部信州暮らし推進課	
	（所在地）〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	「Iターン信州」は令和4年12月31日をもって終了	